

閲覧用

令和3年8月

第14回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年8月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名  
 欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 56 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 57 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)について  
 議案第 59 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の  
 変更に係る意見について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

農地係長 上原 亮司  
 農地係 宮崎 修治

<p>会長</p>	<p>出席者 13 名で定足数に達していますので、これより第 14 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。依然として新型コロナウイルスをめぐる状況が厳しいため、行橋市農業委員会憲章の朗読を割愛致します。</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 55 号より議案第 59 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 55 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 55 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 8 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 3 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p> <p>泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>槌野委員</p>	<p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。北泉三丁目■■■■番■■、田、546 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>報告が終わりました。泉地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>吉兼委員</p>	<p>次に稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。大字下稗田字佛木■■■■番■■、田、246 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。稗田地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。稗田地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>次に延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>

植田委員	<p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 3 番。大字吉国字ヤヨミノ■■■■番■■、畑、608 m<sup>2</sup>、他 1 筆、計 2,878 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>報告が終わりました。延永地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
委員 会長	<p>議案第 55 号、3 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 56 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 56 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 8 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区 1 件について地区委員より報告願います。</p>
船津委員	<p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人 ■■■■。西宮市四丁目■■■■番■■、田、800 m<sup>2</sup>、貸駐車場を設置するものです。実行性あり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。始末書の内容は区画整理事業の時に残土で埋めたとの事でした。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。また、5 条も同時に申請されています。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員 会長	<p>行橋地区 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
委員 会長	<p>議案第 56 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>議案第 56 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>

事務局	<p>次に議案第 57 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 57 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 8 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 9 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区 4 件について地区委員より報告願います。</p>
船津委員	<p>行橋地区 4 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人、■■■■。西宮市四丁目■■■■番■■■、田、201 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。使用貸借契約で使用貸借権を設定、自己住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。始末書の内容は区画整理事業の時に残土で埋めたとの事でした。場所は別紙を参照ください。また、4 条も同時に申請されておりました。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 2 番。申請人、■■■■（持分 1/2）及び■■■■（持分 1/2）。東大橋二丁目■■■■番■■■、田、414 m<sup>2</sup>、東大橋二丁目■■■■番■■■、田、123 m<sup>2</sup>、東大橋二丁目■■■■番■■■、田、202 m<sup>2</sup>。東大橋二丁目■■■■番■■■、田、130 m<sup>2</sup>、計 4 筆、869 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■、■■■■（持分 1/2）及び■■■■（持分 1/2）。売買契約で所有権を移転、進入路及び緑地を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 2 番、3 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 3 番。申請人、■■■■。東大橋二丁目■■■■番■■■、田、77 m<sup>2</sup>、東大橋二丁目■■■■番■■■、田、1,643 m<sup>2</sup>、計 2 筆、1,720 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■、■■■■（持分 1/2）及び■■■■（持分 1/2）。売買契約で所有権を移転、長屋を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 2 番、4 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>続いて、地区番号 4 番。申請人、■■■■。東大橋二丁目■■■■番■■■、田、148 m<sup>2</sup>、東大橋二丁目■■■■番■■■、田、1,494 m<sup>2</sup>、計 2 筆、1,642 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■、■■■■（持分 1/2）及び■■■■（持分 1/2）。売買契約で所有権を移転、長屋を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。なお、地区番号 2 番、3 番と同時申請です。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。行橋地区の4件についてご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区4件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。 次に今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>陣山委員</p>	<p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号5番。申請人、■■■■■。大字津留字ウサリウ■■■■■番■■■、田、351㎡、大字津留字ウサリウ■■■■■番■■■、田、934㎡、大字津留字ウサリウ■■■■■番■■■、田、1,113㎡、大字津留字ウサリウ■■■■■番■■■、田、417㎡、大字津留字ウサリウ■■■■■番■■■、田、421㎡、農地計5筆、3,236㎡、農地外6,485㎡。所有者、■■■■■、■■■■■、■■■■■及び■■■■■。賃貸借契約で賃借権を設定、大型車駐車を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。 本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今元地区1件についてご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。 次に仲津地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>長城委員</p>	<p>仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号6番。申請人、■■■■■。大字道場寺字上小路■■■■■番■■■、田、508㎡、所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、貸駐車を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び始末書が添付されております。始末書の内容は以前転用許可をとったが、目的通りに実行されていないとの事でした。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。 本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。仲津地区の1件についてご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。 次に泉地区の1件について地区委員より報告願います。</p>
<p>槌野委員</p>	<p>泉地区1件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号7番。申請人、■■■■■。南泉一丁目■■■■■番■■■、畑、98</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、進入路を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。泉地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>石本委員</p>	<p>次に今川地区の1件についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、繁永委員の退席を求めます。(繁永委員 退席)</p> <p>今川地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号8番。申請人、■■■■。大字宝山字ナラ本■■■■番■■■、田、631 m<sup>2</sup>、大字宝山字ナラ本■■■■番■■■、田、921 m<sup>2</sup>、計2筆、1,552 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■及び■■■■。使用貸借契約で使用貸借権を設定、資材置場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。今川地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>次に延永地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号9番。申請人、■■■■。大字吉国字鷺ノ瀬■■■■番、田、323 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。賃貸借契約で賃借権を設定、店舗駐車場を設置するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書及び始末書が添付されております。始末書の内容は転用許可を得ず、既に駐車場を設置しているとの事でした。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p>

委員 会長	<p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第 57 号、5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 9 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 58 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 58 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 8 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 58 号については、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について、農地中間管理事業による賃借権の設定となります。受付番号 1 番、■■■■が所有する大字二塚字添無田■■■■番■■、田、1,138 m<sup>2</sup>を含め計 10 筆、13,830 m<sup>2</sup>。受付番号 2 番、■■■■が所有する大字長木字中原■■■■番、田、292 m<sup>2</sup>。受付番号 3 番、■■■■が所有する大字二塚字中ソラ■■■■番、田、871 m<sup>2</sup>。受付番号 4 番、■■■■が所有する大字二塚字南無名古■■■■番■■、田、1,630 m<sup>2</sup>のうち 1,389 m<sup>2</sup>。受付番号 5 番、■■■■が所有する大字高瀬字清光寺■■番、田、961 m<sup>2</sup>。合計 14 筆、17,343 m<sup>2</sup>を、■■■■が令和 3 年 11 月 1 日から 10 年間、利用権の設定を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
会長 委員 会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 58 号について賛成をする方の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>全員賛成とみとめます。議案第 58 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。</p> <p>次に議案第 59 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 59 号。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 8 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 59 号については、農林水産課に説明を求めます。</p>



農林水産課(係長)	<p>基本構想は5年に一度見直しを行います。見直しの際には農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、よろしくお願い致します。それでは、資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」及び「新旧対照表」により担当から説明させていただきます。</p>
農林水産課(担当)	<p>農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。まず、「基本構想とは何か」についてですが、基本構想とは基盤強化法に基づき、都道府県が定める基本方針に即して、市町村が定めるものであり、地域の実情を踏まえ、将来育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などを明らかにしたものです。</p> <p>また、概ね5年ごとに見直しを行うようになっており、今回県の基本方針が見直されたため、市の基本構想の見直しを行うものです。今回の基本構想の改正にあたりまして、主な改正内容をご説明いたします。</p> <p>1点目は、目次第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」から目次第4までを、基盤強化法の基本要綱に基づき、県が定める基本方針と同様に記述・変更したものです。</p> <p>2点目は、令和2年4月施行の改正農地バンク法・国基本要綱に基づき、農地利用集積円滑化事業に関する記述を削除したものです。主な部分といたしましては、変更前の目次第6「農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項」です。</p> <p>3点目は、認定農業者の目標とする年間農業所得を410万円から390万円に変更するものです。変更理由といたしましては、令和元年度の福岡県平均総支給賃金額が年間3,831,720円となっていたため、他産業従事者と遜色のない所得として、目標とする年間農業所得を390万円といたしました。</p> <p>4点目は、認定農業者及び新規就農者が本市及び周辺市町村で取り組んでいる事例を踏まえつつ、本市における主要な農業経営の指標について変更したものです。本指標については、県普及指導センターより京築地域の経営類型の一覧を作成してもらい、その中から抜粋して基本構想に示しました。</p> <p>以上主な修正内容でございます。その他5年前の計画ともあり多少軽微な修正を加えています。</p> <p>説明した内容で基本構想の見直し案を作成しておりますが、基盤強化法施行規則に基づき、見直し案を作成し、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴いた後、今回の改正では8月末までに県と協議をする予定となっておりますので、本総会にて委員の皆様の承認・決定の程よろしくお願い致します。以上で説明を終わります。</p>
会長 委員 会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案</p>

第 59 号について賛成をする方の挙手を求めます。

全員賛成とみとめます。議案第 59 号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付することに決定しました。

以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

最後に本日の署名委員を指名いたします。

4 番 長 城 委 員

5 番 陣 山 委 員

議長(農業委員会会長)